為亮愚言

六七八

カ1
1038
3

宮城縣立圖書館

為堯愚言巻之六

典謨第五

伊賀小臣拙西碌國謹上疏

明德

古農を田に往く寒耕熱耘し以て書子の口を養ふ君は朝に居て旅餐吐餔し以て天下億兆の口を養ひ玉ふ口なれたや玉り幼少の時母の仍りに乳く乳母神ゆゑに佛を乳人の乳母なるを以て乳母と問へ母と呼ぶを異にし君を君の君子にて天下に充滿ちぬるゆゑに君を成人の後を文武を学ひ給ふ為の故なり君に四人まをもて下れ給ふの為めに侍さしも仍り師と訓へ給ふ所の学問にたとへ給ふ事にこそ始めて母の訓を喝りてその次の傳保たんとを学ぶを読もて後ふまなれは嘉伊其為へ給ふ故也 君をして天下乃ち子の為めに師傅たる人を求の供ること其師傅たる人を大臣になすに如くは無なを

天下の勢四の美角く教の拙多の如く美を少く惡を多紀者を以て大矣を以義
を也堯の位を傳へ舜に人を授るに胡聖人角紀中に法れり舜禹紀湯紀に辭を以
湯の天下を殺し人を去るに胡聖人角さふ法る者らに咏伊尹を誡の中り以
西は高宗の函を去せんとするを胡聖人角さに古可き武傳説を賜葉に殺ひ
久すに器を四めんとするを胡聖人角紀に法る者を釣漁に殺ひ其
人紀を去るを以く紀千の世美牛能一去まと之を以ひなる上に人紀に立て相
ひ一つの金を以て八卦を以く碁と作一つ酒に八卦を以く酒を
世人と言い惟を若一く角面一つを人に教強けく戒を一日樂と云或八阿衡と云又
尚父と云又を家宰と一法を以て問ひ以て長に法に立て人に忘者の為に代て以下の矣を
見出一つ之の法を以て諸聖人も類を以て惟を以ひ以て成人を以て出陵を馬者を以て引者
を以乃下ちを以て地を以に義乃美者を以一見出ひ以て咏法師傅ふく之を以ひ以上を

伊も以美者を以ひ也ち是を以て世を世豚者を以て豚を以て幸に以ひ以て人を孫三男石
以上乃老のも以法代大人を選法ふく三男石以上の出藩成男人を日本國中に百人を
以て一の法以の美角く教の拙角さを以下の矣を以て矣を以く常に以ひ以て矣を
大矣成法に人を法を以中ひ以選ひ以て人を成を教を以ひ以を地旦眠を
眠に大矣ひ以ひ以て器を以ふ美を以く以て家宰と世は又山の世以に此を配の衛藩を藩
牧を成康に同一の地を矢に以て以法の矣を以て法高の律を以て聞を以て以を以に
を以て以ひ以く教を三男と以を以を以て以ひ以て可を以を以を以ひ以て矣を
を聞を以ひ以一つを矣を以ふを以を大を以ふを以を以を以を以を以を以を以を以を以
石に以ふを以を以に入を大矣の中一つを以人を以を以ひ以を以を以を以を以を以を以
を以を以ひ以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以
時矣を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以を以

次見が所を行ひ動静まれば必ず兼ねて百後の先まりを為ひ何人も石田一つを藏の
子孫の家を以て人を奪ひ世を奪ひ帝位を簒ふ隋代以前勤仕の新待白衣のまゝ時を
経ぬ人中一人何後も知らずと云ふ所なり一つを中人つるを去れば目前に人目有り
勅使の者諸役法・氏の役の為役と為ひて家人を家筋奥に同
て相ひ法を用ひて堂に居らざれば隠れの極りなきを以て留まる中つるる
者を撰ぶ代官又は氏の三役と為て家を賦ひ法を設ひ見去り出ずと云ふ
貢士と為を初めて家中数を国内の者に選ひ役に立て者を貢る
志免大学にと楚国世に為る能性を以為る能を為て貢士たるう
貢士を貢ぎたるを貢士と貢ぎ貢士の貢物を貢ひ官中に成用一旦妻の母を十八ふ
貢士と相ひ為て隆の貢士を弱冠にて治国の明を敷かせ七人の者明を老弱て仕へ
者れば法を定て士女の婚を庭高者に為ふ　惟謂見者法を為ふ者も貢者の中人

る者を法を為て家を以て任ずと為ひて家中に於て人に為ふ百人の
内に選ぶ為て人に任ぜ此の上に選ひ為て因て中に人に為ふ一
者を法貢務を定て官りたる人の補任を人一世限と定めて為ふ元の者に為
内務役一世上に役仕就四の法を年ごと居目見以下と云法を貢ぎ為て老辞
世一者の見ざる玉玉の者を知らざる者を為て人物を奏ひて人を採
人に是一芸役の能なる者也夏書に曰武の世の下と云へり法を居目見以下
為る者を四年に下に生なる者也此上に納言の者なる者を為て一世を者の居
政事にて為に時者の弾を為て一為ふと居民の言路を為て為ふと為て採り出り一切
を任ず者へ少し也接ぎて為ふ時を弱き者を為て今の出用形次を
地大家頭を為て為て一世の者に酒言の者役を為て為ふ者を忠心
相力を出さず為て出用を四免任仕貢士四人を立て為ふ者の者を為ふ

當世然に家系の考証なき事を嘆じ給ひ其の子孫たる者に
是を考明せしめ給ふ

親族

南部三日殿実命成立百孫是為宗之本枝百世荷之百孫と称する
上古本朝三家の三つ八枝にて
神祖の風俗に至る迄家法正しく
本末丸と称し一家也人々の如く西城に　たゞ在方にて故事と称も世間
清世の如き八丈京実の座ふり丸高家となり紀伊徳川
なり
神祖より本の百孫なれいまの紀氏なれば　清水博の如き此度本枝百孫と称す
百孫実命成立百孫と云別家城開国以来至今家系一貫なり

清水博は源義経を祖とし代々一家にて
源氏徳川実義在り家の子孫
源義経誕生の時の産婆なり源氏の子孫
場の出飯清水の出郎にて清水左衛門城清水の郎者に
なる源義経尾張熱田にて
毛利清清水博士家にも入懸清水博
男心なり八男に在りさて
出須賀にも成る又何れも飯伊豆の
光川公達降り場五人なりし
厚い五つの色に
らせ三ツ三ツ
光の二女成女七人

清水博の先祖は
源氏の子孫
義経の
義経の
兄弟

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常言人大なるに小なるもの多く有なり世間の物を以て比するに
其婚姻なるものゝ如き此一時の婚姻八人無数なる中に一人の
言一句言に言大や我国に此事と行ふべく夫婦と敬愛に成る事なり礼なり又王姫の言
たるに常語なるものゝ如き婚姻を一二の人は居住と唱へ或は婚姻(俗語)と
唱へ家の風に従ひ是を一に比して　居常婚の時は夫家に嫁せる婦人の室に
来て堯舜も二女に命じて親しく嫁ぐと言へり三月は出化粧の時なるを以て婚姻の日
ちひに信を婚家の業を受けるを一婦を出に従ふの道なるより方様の行ひと
二一くなるべんの如き附の如き者なるは只今おくの人あく美き女師を傳けるを一又ハ
以て出しなる家の法規に於ては如き婚姻を婚ふのみなる一八月は出附の待ちて
同志の出ひなる一七月は内京なるハ　居常婚(吉ちに婚ふ事方と婚主を父母と
見るべきなれども郎家(行家)を親の自なる法方婚主の家なり　婚姻

なる婚姻ハ一人の心より出ずして此二方形の男女家庭に於ては
是法九族を親しむの一大事也扨又其二家の中一つを今を親しみ男女
此を以て親しの親しの為にも家和睦を為ものゝ礼を以て禮式を補いなるに一方は夫婦
共に行ふ儀なり直ちに為ものゝ為に三月以及び祝為婚為の為
神祖の清廟を為く上の祖先を用ひ其秋に為祀しなる(吉)自免許仕出さ礼度を也此
国の世に善に大廟を為くて其の祖先を用く久主を為ふに働をもてん祖や二月宗廟此を
尾張藩の婚法を紀伊藩の左家文城為の出明治為の　清水様を出ちに別主さん如くを
為家の如祖の廟を人と為くて為廟を為家乃祖先を以て為祀出さ　自仕出さ
や三月は祖廟先を祖宗山清宮の明廟に従ひ出三月出一つの出を祖の上廟を立る
神祖を為祀の年出祖を行ふ為也四月は宮高此春秋為廟を
神祖清為の祭日を以て出一つの方く出ちに　清水様(吉)を出清高為ふ人を也此ハ方法

に成、家領を分ち遠乃とゝ[illegible]を[illegible]を玉ふ[illegible]領地を[illegible]
大領小領に隔てゝ[illegible]を[illegible]に[illegible]
[illegible]成[illegible]
宗祖の王とゝ[illegible]
徴の水戸藩水戸徴の中山城[illegible]
[illegible]
[illegible]

らを為りて生活日光の　宗廟へ拜しくも立まるり片脇痛さとに此とも振
位と称しまるに於くハ　天皇の仰しゐ言に従ひ実務にく且天に二日なく土に二
王世きの禍にも恐し舜の堯に接位せるが如たも履ひひ国一の中で立うん昔の儒
者ハゆくしこに此にこの王らさる但王等の務を悔りてや石富し奴
上を振王にく古の時を為国中乃人民を使世く上下の分厳然に初るまくの父母
まく古にる為に法の分さ此ともなく此形を貴し為ふを敵ハ大法ならぬ
る故行十百法万人指ひひなるべくまるつの不同なるハ人の面の同しうるに似く戎ハ法
茶なるもあり武ハ根度なるもあり武ハ琴寸もまり丑敵もまり武ハ蕃匂志くまるを井に
入らんとなるもあり武ハ飢渇志くまる法に顛せんとなるもあり武ハ沼河しく川に溺せんとなる
もあり武ハ器弄志く嗜まんとなるもまり武ハ財乏志く偽くもあり武ハ情災志く恐
を抱くまり武ハ冠擬志く人を殺せし後を奪ひもまり武ハ暗く志く死を畏さる

まり武ハ書ふに拘して法食を好ミ父母の業を厭ふるまり武を思ひ志くつ乏まり指
笑ひまを思ふ者ならるまり法に沈を法活若方のまに中ミ居を一川見を業有なる為紀
子此を去に朝廷には百官拾三班ふ以形務を設け萬邦ハ以形后を射し此ハ為を業有
為し法ふ以ふ今ハ当りを為ひめ者に立てくの法らるを才を外ハ以程し時り法ふやちまハ
四ふ為ふ以ふ家頼を以ふ今ハ人を以ふ地ハ有く上ふ以ふ薄り後ハ有日光
変て　上の為ハ乃ハ恨ひ為を保護を以者とのミ思ひて堯舜の為に此を去に者
理ふ以ふ為まを為ふ邦法を為ふを君臣承以大丈師を不惟逸豫惟以記武と中ふ地
為ハ法ふ以ふ　上の移拙ふ日にくあまこはハ愛情を為ふを古ハの者を才に同しくを之ハ
上為ふ楚を成を対巫祝の教ハ訪ふ為ハ之を為を上の疾痛くを以ハ中を平日に移を
やと楚王ハく曰ハやハ拙ハの成を為く為服貼に移しなりを行の為ふ人ハ為を為ふ
此時楚国の群臣ハ力を奮ひをハ中国の使者も怪をてやを為ふに実祝事如ふ二事祝

天の位へとゝ[illegible]に也[illegible]の王位[illegible]に十二物あり

一曰官爵者[illegible]爵を[illegible]く下武のまたり[illegible]にて[illegible]と云ふ天者[illegible]天[illegible]の長たりなにて王と云て天[illegible]者を王に[illegible]ち[illegible]の八[illegible]を[illegible]し[illegible]武を[illegible]り[illegible]んゝ為のゝ[illegible]の[illegible]者[illegible]や何[illegible]は伊者と[illegible]付[illegible]外[illegible]ち[illegible]に此[illegible]の位の如し[illegible]を王の位を[illegible]ふ[illegible]ゝと云大[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]書[illegible]は者[illegible]国[illegible]惟[illegible]し天[illegible]の[illegible]は[illegible]に[illegible]者[illegible]に[illegible]位の八[illegible]ち[illegible]や[illegible]武[illegible]に[illegible]ち[illegible]八[illegible]者[illegible]ゝ[illegible]人[illegible]の[illegible]者位に[illegible]りたゝ[illegible]ゝ[illegible]を[illegible]の[illegible]や

二曰官[illegible]天[illegible]を[illegible]く下武のまたり[illegible]に[illegible]ち[illegible]ゝ[illegible]を[illegible]ち[illegible]武を[illegible]め[illegible]者[illegible]ゝ[illegible]や何[illegible]は幾[illegible]と[illegible]に[illegible]く[illegible]減[illegible]に[illegible]に[illegible]ゝ[illegible]の功を[illegible]ち[illegible]や[illegible]の大[illegible]ゝ[illegible]り[illegible]ゝ[illegible]人[illegible]ち[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]に[illegible]ち[illegible]武[illegible]に[illegible]ゝ[illegible]を[illegible]ち[illegible]ゝ[illegible]に[illegible]ち[illegible]ゝ[illegible]に[illegible]ゝ[illegible]に[illegible]ゝ[illegible]に

五曰官位を安定にする時は人の名を始めて位階に因て官府に
に称り易く祀る也此吾邦の古風と唐国に中ることを
六曰官典に何位に因られて役に立ん熟ふ之を記して重簿又は官位職に
世〻に伝ひたる歟彼方本や此周礼の古典のなきまを官府毎に置し却て
此のて〻此は先例先路に明らかにて〻此の職事に迷ふて其きやと八此設けるの如く
の如く甚と役なりにて勿論とひり
七曰官府に役所やにも此官府なれ共あ〻祀ふ官府に格式に拘らまに或は私
宅にて勤ふ事り甚と古法に拘りに周礼の如く毎度の下府と云ふて此役所を祀
り来と云ふて記録をあつり甚役と成
八曰官位に役所判に明らかにて其の四一何役と云を補
去中只白地に為て〻宣〻何役已の名印を押に平生を除と云組を分て事の紛
さに紛ひ居る也国の長八記を役に引て〻役に〻に役を云此節を簿あ八全
印学験銀印等験なり中や
九曰官服に の軽さ者に役相験の〻回印の中にりの如くむつ才のかに一種のを分て上
役の者也 其者に候 位の男子の服の服をり つ大出士に三品の服をり又其中に出
用官者に紫の衣冠 形あるて〻細り なれ共 たまく 紫くた に の上下 姿 くもを 此
二月之因て八 老中 老中 出月 月 八 月 月 波八 印 役 此八 何 役 と云 者 紫 上下 一回 に 分
ふて〻 ふ〻 者 此
十曰官戒に の 指 国 と 顔 〻 て 〻 あ 者 に に 〻 戒 の 在 波 さ ふ や 重 強 に 而 る 安 天 る 欲
乃 役 国 指 乃 出 に な 中 な 元 也
十一曰官考 辞典に三載 与 験三 与 験 陪 出 明 と 中 に 成 る 〻 此 役 者 明 り 三 年 回 あ り
て 役 に 注 ふ 也 や 与 (三 与 九 年 に 〻 て 〻 役 に 明 ら な 能 八 て 〻 那 信 紙 也 の 国 先

[illegible]

[illegible]

十二日官名七の大概次の如き[illegible]職掌に[illegible]る役名を[illegible]も左[illegible]

[illegible]師[illegible]水名大[illegible]氏[illegible]師[illegible]祖少[illegible]

[illegible]師[illegible]

[illegible]唐[illegible]

[illegible]官[illegible]仰[illegible]氏時[illegible]訓迦[illegible]官と[illegible]

[illegible]

大概次の通りなれども[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

蕩さ凡肝腎やと云ふを凡るに州を統一国に統治する者を国主と云ふ統一諸侯
大邦を数ふる者を称国主と云ふて次に諸侯に接する小国を称主と云ふ陪臣
下たる者を称して諸と云ふ四海に満れども万石を誇せし百万石を
如と云ふて者を下たる者より爵を減ずる者を称して百万石を
礼も吹三族を辨し
神祖の末后当家の者を称して諸侯と云一統の後彼国の者をかつて四海
族を大邦と云ふ者に於ては賜ひ出一字をかへ者を者に首に冠せめ由ふ
業物を序ふるに陽上の分目を以て国職しを称言を領ち出場に国家れは
帰る寄るを称を率ふ国に出ても九種を制せ民に出ても朝し市物を
弑し下邸第に入る者を国賊し邦国に警備過見し者を戦争する者を
つ商を業り火災を敗に出る大中に無う出身を無し或を相伴を出し王使を

言葉を商教徒を貴して上用に陪する者を上を実に出を届して武に仁を
称こしまを八者より武を治め世る役人に国家の柱石を法度を制る大名
を先祖の創病に個なく瞬間る者に貴族見く此大国の主を問うを忌を吹
を才の商業者決にまるく主に武に武に悟邦を
を出つに主を自分の出を化し小商の出を化し酒を買し酒を
嶋ふ嶋を眺りを三を西を海より典を成し忠り道ひ直を忠し病を役ひ如を
性先三風邦天才に一ヲまを国石に立ることを暁らに民も好を仁を見移ぬく巨政
世に性更成者に移を者ん主を刑罰なるを主に弱を者古の明天に制治を主乱保
邦主者を称り亡一相ヲまく者なりに英雄を杖を出を自施を乗り遊を主の
人を麻を者を行を社を文を移け主を立く柱を立て席のぬく鶴の如きの大名
あることを思んや是を礎由のを拾り柱を海破を除震らんと出るなを主を主ふ

一本なりしく文人と正方法度を定めるり凡十五ヶ条

一四二伯此を郡国の制に準ず東西の二伯とし文王西伯鄂侯東伯周公召公郊を東西に分ち管叔蔡叔を東西の二伯と為す

一諸侯一時に来朝するときは宮室を掃除し大夫の儀式を以て迎ふ

一井伊薩摩守殿へ下り井伊薩摩守殿へ下り井伊薩摩守殿へ下り東西名部の大夫清大夫諸侯国の使中より井伊薩摩守殿へ出し方家に吟味し元亨元年評議し言上の趣

一諸侯三職の礼を以て卒生法度の儀を自ら正さんとなり成り一家の親を礼し一国の主国一国に生の大夫を支配する国一郡村を村ごとに村ごとの村の御法を礼り 信長の辞令は法

一諸侯三職と上を君臣法礼学者の職下は村吏の士民を治ふ職や三風と巫風淫風乱風の戒や五禮と吉凶軍賓嘉の禮や

二四連帥此を東西南北の大名の中一方一人つ宮殿を拵を選ぶ大名の役所を

一諸侯の代々を連帥と本朝を国一国連帥

四人を二伯の下に分く四害の武を以て大名の政を諸侯は法を礼の事を皆悉

敬礼とや

三四合隣此を東西南北の四人を定めて宮殿を造り大名五人は諸侯国士

組合七ヶ中の行賞と志を連帥此下に分く四害の武を以て国の治り上の

なる内を世法を定て学り格別諸国の礼を学べし先王大名の威

三材四徳を以て法を礼国一

四四郡国此を毛利の吉川の顔に毛利なく八王子を云吉川なく八幡宮と云自らを

一郡の如く上の政を報も信長を四大名大名と見まし法王一元なり定

たまにくを上を捧ぐ世くもの流も一郡の中に隠んで内外の兵たるまで是れ
ふるもの国たれも古新国と名付るの大小にはく官位を授け　乙朝へ召れ
ぬの大名と成されハ吉川ハ顔ひた　当世北方四海貢献に海と世をさんかうハ
為るへ　この比毛利ハくも親族の因こに及ひ　中比（さわ世を改
ハ直ふふ貴と賀へり
百日附庸此ハ古へ　なな面面の者なれ共国小に成ひくるなりまた（直に通
ちるを新さ者た隣国の侯ハに侵りくてるへ法ふ者を云ヒの東武寄合者合
なこの家地に者の合を以て寄支配ふくに行者をて手に京りまたれ共も寄合四
にく流とたる所領を頂ちの者にくの人物者を選ひ命せらま）肝要
ハにるくのみく此百日寄の武ハ寄ひ者ハ合張名此ハ一つを上を此
老ハ偽を招り命ひ此東武寄合者の合せ大なるハ大名同格あ一段ひるく職

貢朝覲ハ衰滅ハから当国一中に至て東国大名ハ此ハ孫ふく中ひるを
ハ日寄国此ハ国を国ハや小大名の為に虚実盛衰を虚実盛衰ハ云ふ内
十万石ふくも内證の収納を九万石なるハ虚や又十万又なるハ寄やみ内証ハ八十二
三万五万石なるハ国四や二十万石ハ収納をるを落や於ま十大名の為に新たに下
さ是なるもり又ハ出るとくこ是ま先祖より伊達の世にの和領ハ三千万石一統ハ
時ハ為を何万石中上ハ徳川家ハ為ふ為ま是ハ此ハ
出寄新開高ハ為を許を此仰出されたんるハ名言の高さ此ハ衆ふ人情
なまを家ハ家ハ家国を中上国一ハ時ハ家ハ仕ふく高を直あを為ハ直ハ直ハ
石以上ハ十万石以上ハ為ハ出来又東武寄合者の合にハ出国ハ方ハ三の者ハ
ハ出来国一出来ハ上にハ家国ハ家を許ふる一ハ国ハ家ハ此を者の愛ハ
度ふ又ハ対馬ハの内証ハ名ハ家ハ沙汰ハにハ出ふるや日本の家

爰ハ三百法度を苦しめて作る上にて八流大ゝく拵まとゝ法度作さ
陪の中涙淋也

七日命百姓ハ五人の家ごとの数や仁伊達の片倉ゝ小原一門ハ家ごとの
一人ハ大家にてもあまた是を大名と謂ふ程の方ハ国の大小に因り二人一人を必
ず仕なるべき辛苦ハ五人ゝ同日に死ハ国足ら謂ふ死を許さず主君を補け国内を
治ふ家ハ国ゝ等ゝ百姓の中級に準ずと云命を紛ふ事なり

八日王義ハ　上ハ武将に左右ハ侍ハ（後ハ）信王にもせよ大小の使む程の云
ハ姓名を呼ばずまたハ（ゝ）に因ゝ大名一人あに家ごとまでも家ハ
百にくもてゝ（ゝ）百程の者を先祖の筋目より国郡の為少当時の役中分ゝ王の名
効果者む久む当曲さ小乱したる者ハ為家ゝ七五人（ゝ）也ハ
神祖の古時信長ハ（の）五ハ七五ふも此等五常に左ゝ方なる也

九日国治ハ大名面ゝ国に仕ふしたるゝ七三年目あに出さ除三ゝ九ゝ
ゝ三ゝ貴財を二ゝ五ゝ百ハ程や辞典ハ数者ゝ云内民治車振小庵ゝ
云へり

十日州国ハ八の国ゝ之ゝ古ハ国ゝ八その地分の広ゝ大名封疆の一揆を指に
数ゝ八百国ハ者ゝ的の内に五ゝ広ゝ如ゝ有ゝ日本の五十余州ハ陸奥の九州ゝ云十二
州ゝ云三十六郡ゝ云に比ゝ八ゝ小きゝ物なゝ者ゝ之ゝ八ゝ五ゝ百ゝ
当陸の水戸領なゝ常州にゝ水戸国ゝ云江州ゝ表ゝ和ゝ八ゝ江ゝ北ゝ表ゝ根国
ゝ云ゝ広ゝ八ゝ州の下国国の下郡郡の下郷郷の下村ゝ五ゝ国に大小を分ち州ゝ
数ゝ八の国ゝ国に当ゝ八城ゝ郡に尉ゝ八領ゝ郷に平ゝ八ゝ村ゝ寄合村ゝ
八ゝ旗本ゝ国に習ゝ八ゝ時ゝ小役ゝ苦ゝ八ゝ日本国ゝ事ゝ振ゝ八ゝ者ゝ八ゝ上に所ゝ
ゝ一ゝ方ゝ法ゝ八ゝ便利ゝ八ゝ庵ゝ

十四朝聘共施ふる所の物ハ諸侯の使者ハ樓煩貂の使者ハ
を宮殿の左右に云ふ（八九服と云王城より四方への在邑に国ゝ
のゝにまつりごとを国の大小に因ふ所一ふたをはさきにはしる朝聘のあるとき大
とは巡ゆきにはしる朝聘のあるときは九服のことにかつぎ大名の親戚
樓煩の物をかつぎしむんと重宝の剣や六ハ古大小を色々なり此ほに宝親
大小名親戚も諸貢に分ち国内虎賁して軍国の紙に三しく書ハ所ゝ
路を隔て移る所く八方の四連帥に従ひ四ほに一度里親一連下の法令の内にも大
小ゝ（今ほは大八四ほの内二度も里親一小の補ゝ小ハ必に一度ゝ定め来ゝ夫婦
る方所ハ妻を王侯に宣ふ所に宣ふ所に王侯ハ妻に宣ふ妻ハ王国
宣ふ（ゝ所に樓煩貂ハ王ゝ上方を来しめ一ほ四ほと定め一ハ四ほ二ハ年
三ハ宮中四ほ宮殿ゝ所ハ諸侯の宮殿邸宅の方りまる（一ほのゝん八大名の殿

殿物ハ渡り国内充實ゝ武に所ゝ自ら為く殿中の法士祿を所ふ
上下康武の所てに中（溝に満ん伊ゝ明ゝ踏ゝ交踏の尖人を笑ゝ法を
法令に要ゝ所ゝを結んや見伐笑仲八方を者供世ゝ為ゝ親ゝ者言世ゝ
咳殿ゝ方物ゝやゝ云り

十二四職貢共八の秋上物の数や古（八法ハ九ゝ知ふ国の公貢賦貢をゝ
為ゝ者ゝ者ゝ者ゝ八同華音ゝ法物の如く国用にゝ者ゝ四飲食の物十
の九に所ふ八ゝやゝゝ法を定めら杉ん所ふ国禮に九貢ハ法ゝ者ゝ祀宴墓林
貨服珍物ゝ云法公国内国武税大国貢半次国三ゝ一小国四ゝ一ゝ者ゝ九ゝ
程に者ゝゝ世意に者ゝ者ゝ貨財の類ゝ世意に従ひ武ハ金銀銅鉄石ハ陽
四毛鳥角布帛絮武ハ漆丹膠音蜜孤筆武ハ虫治物外ゝ為ゝ魅
ハ国用に充ふに足り然に仕ゝ者に足ゝ者ゝ貢者ゝ者ゝ

さ者ハ高貴に載セ玉ふ者ハ嫁娶に戒めり左傳に齊侯楚子を責て示の貢
を莫ハ入ず不共と云又高貴寺ハ九收法場九品と云ハ法花を王廻へ貢く
へき少職をゆ又ハ歌上一品の四制禁位せき礼度ハ三川より一に八上り左刀二ハ
居敬ハ三ハ出仏甲や太刀ハ曩者ハ所將軍の時大名なを功者ゆ者に初り江
芝ハ大と重く酒者ハ者ハ大と軽し敵方なく太刀を引出物とゆ者ハ
初り行時と者く規式と者ハ上ハ初ハ心く本朝と者ハ者ハ太刀と云く者ハ
刀の如き者を結ぶき被者とゆり上り太刀被に結ハ者ハ陽者く者ハ出来者とす
者と出れハ大名も之を賞く歌に歌ハ出ハ元々不用物なれハ出拂と成ル又次ハ
祝儀に大名ゆ陽く者に甲ハふるゆ者なき者を陽心者ゆ賞ハ歌に歌ハ出ハ又下
ゆ者者も此の者〜此甲の裾を莖針土美と八ハ者や中ハ〜ハ出れて此の如き虚者ハ
此ゆ者に〜吃葬礼の時遣車菊ゆ本領本領なく〜国ハ世窓の上中に埋者と

雲人義ハ者ゆ者ハ此に此を者礼に用ゆハ者ハ者ハ者ハ者ハ者
此者者と云時ハ者大者ハ者を歌ゆ江戸者中ハ者者者者ハ者者者
者ハ此者者ゆ者人に者者〜新者者者者

此の如き此経も出まで幣に乗りて高貴の使列を射るとたなり必ず　云成也
大名も程を表しく出るもの所　出らんと伐刑ひ一信を著けく三河を召し給ひ
んるを中に

十三回巡幣供奉に巡り給ふ　巡行守やとト麦舞の当にくやとのてる武八百年目

十二年目より自ら天下法国を巡り玉ひ大名を治る事一の法なれば八路と出さて
右中に自ら巡り給ふとたつる報りまし　作一代に一度位を出る老中にくも出さ
まは国の風俗沿の理を知れ麦舞巡幣の法也　管仲の八論の法と出ひく能玉
皆志めるり諸に巡氏の一要事と称さまるべん

十四回助祭　出国の五ヶ所ヶ祖文を知まる　武器の時は法国の法に京師に
来くて職を以くて名を助り芳を伝う詩経に古路辞を不嫌ことハ出るやも
出神に以ける知事山又は芳山　清の事清の時法長の法を孫の事まで之

少し神法を出脈を通るを変也　是ハの世を命祝の祝出の方の如法大名
を境内に出ふ名山大川神を祝に出みて　出所の影響を出くも接り法
の儀を出造出の数角く出を所さ新さ時ハ鬼神を出名法の如に出く是を
出発動化として宮人法師五名法を四り民を移る此礼に出まさるや
如に出発動化に出くも出の社を如に命祝の典に入まくて対面ハ文や文出
出もて夫名の持ち祭祝り出路後まて出ら法を入出や此ハ助名の一礼なり
吳くも四民を動化しく大所大名を出る　若法の出ひ為ハ許す臣を出
十五四二堂供八四者功臣閣の二度也四者八ハの大度百の如き下の法を出朝
出る所也功臣閣を国の世に麒麟閣と云ひ脇脇の功臣管光下十名人此
肖像を壁上に図画一部平を出あく酒高を図さ出者武房事部一出る也
出　皇朝の七者一出出ひ出りして承ふて　出像に出くも出者閣の数出や出也

百済しに是ハ去ら初せ天下を安く平定たにのぶく大唐百帝孫の百濟の
百姓ら百濟の百姓〳〵産業又ハ百穀等本の名を以てせんうけ大名先祖の画
像を物語に図書除め大唐百姓〳〵第に法皇間なた一百二百に子異国にも
伝ふ此本西百濟の四面に美術を附け世ヤめ
上表出師の文　先祖先祖の武功勇を沙和語る江海高名下ら〳〵八大名をも
て先祖の沙なるに方〳〵如土つ我拙く拙く解り別大名同志一帝の英ハら〳〵や先祖
方の野合を思ひ出し一合のこくつて百の恵ひたる人こにを孫中遠中世に云報も世に粥
出る者我〳〵なるを八ゑまきと者なる此等の十五〳〵八深に美舞の治に働ひ天下
の礎〳〵信らを第三法席を生ぜり為ら一大改や此之を恨和萬邦を調や

時雍

先萬民を治　君の天〳〵受け生ま〳〵給ふ方れは世ハ治ハ世に世ひ玉ふ

不老日月ハ食ハ食ハ孫ハ銘〳〵富ま れハ老也新て寒〳〵月ハ月ハ〳〵ハ
教〳〵神は頑な欲ハ生ハ成ま世ハ此を為ハ此を為ハ頑を選ハ吟行ひ〳〵ハ
死ハ生ハ生を殺る者を舜を四海国家世ハ生ハ稼ハ稼と云口に食せ富に心せ
位ま一殺ら水火金木土穀の六府を以ふし〳〵神教〳〵欲我制ら方に正徳利用厚生の
三事我ふし是我九功ふ〳〵ふ〳〵方氏を書ひ〳〵ふ〳〵ふふ世ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵

古聖人の以上に達なるも必ずに中正義皆
上の仁德堯舜の如く居政又堯舜の如く武を著ひ
武を著ひ西免に種々の勤苦しく重ねとなり世世の弱りた原高の新を
以て為ふ武を著ひ玉ふ一事に至く著ひ事ひ為る武も又堯舜の武法度
を定しく以ても二法利用厚生ハ三事ハ為ふ武と為ふ武と為ふ武法
黎民於変時雍く中庸ハ

為堯愚言巻之七終

為堯愚言巻之八

三事第一上

伊賀小臣堀内碩国謹上疏

十君子厚生上

夫人の生れ厚生ハ口に食ひ身に纏ひ諸事為ふ所ふたりと雖も数を
以も面ふ所ハ飲ハ酒も是ハ人ハ心も若さ所ハ飲ハ酒も是ハ人ハ
士農工商ハ数を若し実践勤務ハ生産厚ふ所ハ沒て如ふ如何
ハ実践情ハ務ふ者ハ上ハ人を押へ抑ふ者ハ形ふ世務ハ古を実践成就ふ者ハ
又生産厚ふ者ハ押へ抑ふ者ハ天子を士農工商ハ実を撫し
て安ふ治ふ也是を生産厚ふ者ハ調ふ者ハ人を一方ふ者ハ人の邦を一方ふ
是ハ治国偉に士君子ハ者ハ也士農ハ後背ハ六苗子商ハ苗是に除ふ国を治ふの
ふ者ハ者ハ法に在ふ如ふ士君子ハ為ふ人ハ生産ハ法人のそ大ふ者ハ法にけ石ふ成人ふし

いなれハ志ハ不具也し　後胥小弟くた病方死去のゝ如く苦またこも職さも不安為
こ其さ志ハ久まハ所と是世為細久まハ頃任治ふ事人として為りて政法ハ
為に法大小生徒死刑の経験を四人と〳〵兵令をるゝ如く君子士農工商の分ハ立方
を治国治本一の妙函や公の世の為拓を山博に公家ゝり武家ゝり法国ハ
牧令其至正ゝ為ゝ首や古人ハ農兵ゝまハ平ゝ農と八同為なるに公ハ武士を低ゝ君ゝ為
首に入ゝ為まハ如し首務ゝの世為世泰平にほつゝ人華奢を好ゝ事ゝ為ん為ハ
為ハ後背の農民ゝり多しゝ江戸京大坂ゝさふ法国の至邑ゝ
為ゝ田地ゝ農民ゝ為ハ為まハ後背小藩ゝく為ゝ長大為ゝ浮経ゝ為ゝ此国京
病人ゝ為ゝ為ゝ為

如くなれば此八箇国の内（其田部九千石余り六千石一等六千石以下二千石以下）一千石一等九百石余り六百石一等六百石以下三百石一等三百石以下百石一等に六等を立始め一等八国の采邑を上大夫の如き者なれば堡池を制し下邑を立て次二等を中大夫の如き者なれば障塞を制し邑を立て次三等八下大夫と見て城郭を制し張居を立て次四等を上士と見次五等を中士と見次六等を下士と見定め各々食田の中より故を勢しめ下士を下大夫に属し中士を中大夫に属し上士を上大夫に属し下大夫を中大夫之を隠（中大夫八上大夫之を隠）上大夫を士師之を隠し上大夫八乃ち番頭や中大夫八乃ち組頭や下大夫八乃ち肝煎や従役帳を以て見上士以下を乃ち平番手組や三大夫を老臣や卿師と称し三公を師帥中を旅師下を武師と云三士を比し隠士と称し中を旅士下を我士と云居て八を地治を知ら隠し免て自変し総て之の如

一を属する者に別して隠べし（故に姿に隠れる者を江戸に深く出さず八国隠居を勧ろ）仕の者を以て隠べし（つまりの三者の四時の内一回）

当番を定し但し組に隠べる番小屋を組番所の四一番人を留守し火消役番を国主（旦炊宮の役人を置て）番人を別に陪し（一国情を作り）

両つを関記帳に記し番頭を番頭の家番を番に品一生人を戦ヤ（新）

くヤを（別）に事を用ゆる為の国の謂に昭良吟番所者小者諸松小者等

の生産を調地所を（八）上士以上を自耕作し農織を為ん此裏表を（背）

為を（八）の番所を一月ふ（六）の治術を学ぶ為は六八一年七十二万八一年二十

日苦さ張けを（と）喰ふ（ふ）生命を（自）二年になり武芸学文も片手間

出ふ（ふ）一年の四三月作業に活物日数も多くなり（此）五つの九月ふ（武

[illegible]
て西原武の治を親政とし[illegible]
[illegible]
[illegible]

神祖の業を治むるもまた又古昔の先祖その田にたゆまず代々これを
相続しもまた又吉祥なるべき代を待ち
而して姫さまなりしと云へり又八月八日もまた人さの高位の書を小普請たわけもつくる
代なる屋敷とも云へあまたしたる世の習ひなるべく古へ帝王たるべき自ら耕し
初めまふたれば惜しみに限ひ高祖の業を小普請の人にも出来る一初めの程
三番目なるべき方五高を率ひ出せに仕習ふべし先に者の如く武士四郎を初め
程の者五つ出でまたまた中に並居まるる者を帰師之を薦め業は士師に若し朝
廷に位置を拝ぶ後ち徳川家の官とする一三代を先みまた世子家に新けて豆男
つ也三級上または又右の人場ふたみか相当まるべ人の帰家に初ふ一大底を
出花菖の如相ふ者三代一代ふ一先ふ者の如く武士まる者詩作をなつ一ひらは
つ下女を薦ふ一必ず者に立ふ者て蒲桑氣を藤花器如べきなれば古へ人の士の高位を

先に衣冠の礼をも叶ひ琴三弦の歌を人さ相物をの迎数のごとくして日を暮
し女の功とふを美にも高ぬ拍ふる風俗を自ら四三女にも法の弱き学武詩り文
已現長ず武時にまたまく八出者く日出者侍世なる人を物を一方の帰師
大官ふ礼八三人物を選みく数拍ふに二十則を以く詩ふる屋一
一四武藝此八吾邦を武国也人を武士也藝を武藝を一ふる流初の孫れ十八般を三師を士
の内より選ひ能者下分屋敷也
二四文学此八也ふ学ふ者を者に文学ふ一儒師国史の孫名を師を選ひ武藝の
如く志く学ふ一ぬ也二を也三年目毎を藝の文一選を師ふ一師に後しを時ふ一士師
ふ者を屋一士師と八ふ者を屋の上一席を云
三四兵級此八軍級に法四律也地均の法を立事を以く法一ふ者の士を自法を人を
出ス馬八二人に中ふ甲八一人を中ふ兵八一人に中ふ相を出人に中ふ会百日八一人を中

ふ此律を以て志す百石の士馬に跨り鎗を提げ弓箭を負ひ火兵を引き出す
ことを二百石以上は或八百人を二隊に分ち四を隊し相を分て一合を以て律を繕ひ一
つも怠慢なる事なく彼惟善弓機皆中ふ而るのち法令を示はらしむ
四日兵食此は四月の欠乏なる糧を刈て平陸の訣て刈りて
て得る弓機を兵と食ひて兵粮馬芻の多寡或は少き物竟の弓機倍多なる
事を数千二千を数千と就一方の必敵を以て得師上大まに決を閲ずして是中に
武庫倉廩(高積)を多数千を多数一を多数に寄せ兵食を高積なるの律
つも他敵を四分に一分八動番の費一分八森内の費一分八陸の費一分八ずつ
一月兵食を一月八三度を内(形)を四度に分て一年の高積を算数に多く
を積ち方城中を新築に引移積を循環の場を設くなる一に八上そう兵
食の多寡を計るに下に法なり此の武士を一平陸の北徙なり一百に移り
を連く宣旨宣下に従ふ(ふ)ものやらふ(ふ)ものの分ち八仁の日備を生ふに美なる此行な
居ずに田祿を給ふ(ふ)べきとき八勿論引まて人馬を北陸陸奥に移とる事
を惜んで八去の食を小者に与ず(渡)一兵を以物と云(八)ことを初め家録まく平
生所持する弓機を持ずとも兵食を以て刈て用ふ故に路に八日本も唐土と
土兵に弓機を用ひる時のことなり此八勢士なり此八勢士なり此四時
勢士なり
五日陸仁此を蒐狩の為度武の為ことを教を害ずる為武を捨ふ(ふ)
軍法を習へ(弱)を慣んとを此師ずつ師に分一つ師ずつ分士と旅ごとに
旅師ごとに文ずつ分て我師ごとに我師ごとに文ずつ分士に弱に多ずく
陸ずつ平仁を戒ずつ律を平を仁を以て一人の分ずつ平を仁を以て次に
仁ずつ以を仁を以て平を以を仁を以て平を以を仁を以て

元四郎左右の兵鼻に備へ槍と刀とを持て突き出し信三郎左衛門四郎の左右に備へ
て突き出し信二郎左右の右鼻に備へて怪筒を持て突き出し信四郎槍を持て
信二の右に備へて立信五八郎荷を持て求めて馬を掘て信二の左に立て出し武田法
長兵を執て右に立信兵を執て右を中に挟て備て時を待て
中に四郎の敵ふ刀を我立て右手を斬て信五郎を斬て
渭ふ信の四郎を右も又斬て四郎を突き出て信三を斬て
また立信飛て二人飛て歌四人を数て
信三郎信五郎を斬て四郎飛て四人を斬て二人を飛て信五郎を死たて
人を斬て四郎を斬て四人を飛に飛て
次第に敵を斬て刀を斬て家に入て信五郎を斬て
また一人飛を同に此合戦に立て士に怪しに信五郎を斬て飛に

師之又得師に屬に つゝ 之を高くとゝまり 爲諸角くしく 屬諸を ゝ ゝ る ゝ ハ ゝ ゝ 石
有餘得師の ゝ ゝ ゝ に 經に 此 ゝ 十 諸 言 る る 千 歩 の 所 ゝ 物 ゝ ゝ 此 ゝ の 世 に
五 ゝ ゝ 千 諸 一 個 の 寺 大 將 如 凡 諸 ゝ 位 を 思 ゝ ゝ ハ 什 を 殺 む 女 に 単 用 ゝ は 者 に 什 位
法 を 立 位 ゝ 者 に ゝ ゝ ゝ ゝ 位 の ゝ ゝ 合 什 を 筆 し 什 ゝ 者 に ゝ ゝ ハ ゝ 什 の 四 七 二 什 を 指 り
ゝ 什 に 一 ゝ ゝ り 此 ゝ 小 我 に 十 什 に 一 ゝ ゝ ・ ゝ ゝ ゝ 我 ゝ に 大 我 を 結 師 に 力 の り 小 我 ハ 位 ゝ
ゝ 用 ゝ に の 是 ゝ ゝ 諸 ゝ 諸 ゝ 諸 ゝ 九 ゝ ゝ 是 ゝ 小 ゝ ゝ ゝ 四 ゝ ゝ 別 乃 や 之 ゝ 什 位 の 諸 ゝ ゝ
ゝ ハ 世 孫 に ゝ ゝ 殊 に 孫 孫 ゝ ゝ 世 ゝ ハ 兵 位 の ゝ ゝ 諸 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 大 極
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 地 四 ゝ ゝ 宮 孫 ゝ ゝ ゝ 別 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

絶えるあたを忍び討ち十分にあたをあたを飛鳥に及ぶ十七に同士討ちあたを
皆斬ること十八に口論したあたを不出十九に考案に出あたを斬ること二十に海色を北にあたを
石義二十一に武家を強あたを受禁二十二に永遠にあたを盜賊二十三に人を雲しるを
怪しきあたを不仁二十四に悔恨あたを共八無勇二十五に平家たるあたを八倉敷軍
ふ仁ふ武士礼世者のあたを自害盜賊倉敷のあたを斬ること

大勇別の隠目弾劾の弾劾に陥ること百度の水に出る敵を半り
国と敵に対陣して陣を設けるあたをわたに法あり毛経花蕚の兵を用ひ中貴我
るを忘れたるものの生立て以て花方たに成こて敗る敗た上を士師に親しむ
先祖相伝の士師を三分にあけ二分にして生を去士師に親しむ長貴長後孫任の陣
異乱ひ強貴の名誉無報の仁を著しまを以て考ふ陣長の死徒
生を重ん別老に部一芸に明に仕官士たるあたを乳泉まさちらに生業まと煙うん

志ある武士陣軍役軍伝あるあたを知しむ(ものまは毛陣に及ぶ地位に当時あ
陣兵の出あるれと又有国に為人きに此まは臣を国ふに仕へ人とこの士と
見元ふまて著相を知に陣を相てあるる上の衛相を習ふに馬を乗まてある物
のあらのたるに為を陣に陣と取付為を為たけく誇り陣に山水を函陣せん
法ふ日を見せ軍役を中せるもなく陣相を敗したるも書きに馬を行物
なまは下も付ひるあう屋紀を鏡に加けるまあ陣相の誇弓るまと見ふ戦
著陣を冠り村ちあるを明く軍役陣ふし陣を敗ふ物ひるあ物へ物いく
而に形く人るを武陣ふく物ひなる武物ありを武士辛を以く戦ふ見ふ敵陣
も見来ず越の左を頗を古人の名好なりし武辛を仲ひく功たり敗越の士辛を
用ひるを恨ひるを付を戦国に武軍も戦ひ功あるあきを大将との號
に恨ひるを越の士にあるりぬ亡法や軍ふるを西に国したるを見るのを乃白法を

卒むくめりとぞいふめる

上の御膳にくゝ形の沓冠仰ぎさゝげ見る角ぶ殿者をつゝに為さまへ出すあ

冨ぬ見てまをにのしゝ歌るを懐ひん一端をとゝ火炎角々を仕て付る面る見を

た衣や人も殺者書しく火る部中火る部殘仕立きんゝりて入用にく見を盛た

殺ひ得に入ほうた利口の法用殘な考く踏りて物に立り水に浸し儲こ八分

も自由なほるる見を見に独しく立しりん見火消殺を火殺行くのに此に此者の所為

も為るとゝ承るれぬ見を読くゝ中に立ゝ八仁の火消業力とゝ者隊に石用の者者を仕

出めるく十人火消の所役電奇へ居候を務さまに馬下奈の者人器力上りるの四五十

為つも殺者を居まを上にゝたる出立にく居る者を奈せしるの代を務めた宛負者あ

く、業力を見しゝ立る左領ぬ代り下奈国るに減しく出ひ国ゝを為る者の代り

居立仲宿を為り国の者を用ひ居まを出め殺めハ三百人格為者り為の火消殺り級

り居せつゝしゝかん火消殺を昭者の立国ゝも為者ゝ元ゝ為四時の如くゝ立ゝ為まをんゝを

別に居候も八ゝに殺る別ま武国も見り為の業も者を此ゝ一業を行くゝ為者

る居迫ゝ為者ゝ為者も火消殺者へ引越火ゝ情見月見を迫ぬ為しゝ又馬を奈

る殺者ゝ為者ゝ火消の為を火ゝ手ゝ見業ゝを殺に踏りゝを面に奈雪に踏り

仮髪の殺ゝを為ゝを為ゝ殺ゝ為に水を為を為も用ゆ為しゝ此八ゝを為の中ゝに殺す

為に居る為の我る為に描へ殺めを為を中ゝ為也

六四四維此八業仲ゝを礼禮義廉恥を國を記ゝ為ゝ八

為を為ゝ八ゝ弥義を為ゝ八国ゝを為ゝ為ゝ弥廉ゝを為ゝ為ゝ為ゝ

七日士風共西に四班を表てふに武士の高貴なるを西にたり化高貴なるを西をとのた
男女共冠履太鼓に明り家宴饗食に中しこれ庭園遊に除まとに衣冠は明し
たまは社祢を衣と見繋結を冠と見て先り髪の結相たのかく座しとは結ひに
吃繋た座したるかに男へ仲へ伏を下たるを人に結ひたふに及ひに自髪たる
髪一元結の緒も長き方理にく髪を結ひ結相にた髪一腰たるを中を長き茅緒
の太腰なる下長ふ太を甘ふ者とを婦人の髪たる結の圓曲と云にしく様をを
とこの本弁髪八髪髪甲水晶の額鼓用ひ腰紐常鐵鼓なしめ結紐の帯を共父の刀
柄の色を用西髪一腰を結の下結の長髪たるを加む化衣結を京小袖を色
ふく色の磨斗目のかく三十三度の色を分け結ひ長一を長を下安ひたの大帯
にく使者けを八者く四ふく位女の鄉の袴と云かく裁ふ玄色の紬袴をたさ明鐵
柄の衣を袖に下男子を刀の飾を鐵の色に準し吃柄の色を腰の変り色と同しく

を髪一腰を結ひた鐵腰にく孫の色を又鐵変りの色に変を髪一婦人八圓髪
を執り者八夫父の色に同一男女共形を被西八色のかく長き物色を用ひ日常た
長孫の日常男を長髪の孫ふにく時西髪用ひ髪を長髪に衣結の
鐵を三所にく黄神へた京の髪を西さ為貴へたたりハ三を京のを長かりハ三を印
を神に髪一髪を明の鐵八を女を髪を髪を長を髪一三所鐵にく
黄神をうり男子のかくなり下一髪を明に初ふなく髪相を為髪
髪段貴人を名ふ下一初ハ髪を明ハ髪の長髪を髪鐵を髪を鐵
髪ふを明一髪ハ古へ鐵と為ふの髪を長を髪を同鐵多くなりを髪八髪なを初ふり
と形ふ形のかく衣鐵を仕鬢ハ髪まくの物ふ用を為ふに八物ふ長を為を
髪八髪ふり三を為西男髪用ふを髪を許を鐵髪一中ふを武士を鐵中を長ハ髪女
ふを下を横山を為ふ髪剃法のかく太鐵横ふ人お四為八髪為ふ下一ふを髪ふ為八髪

[illegible]国すくも他ふたり又男女なし故府を去らんとする時男[illegible]
[illegible]とゝ[illegible]たれ衣服に限らず故物布類の[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ市府内にも四方商[illegible]
[illegible]方ゝ此のゝ[illegible]紙の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ

殺さるゝを恥とし、古き者を捨て新しき者を取り、後妻剃し、新たに帯りて時を用ゐるを云ひ、三夫三士の内又その妻の為めに因て剣を抜て讐を討ふ例つゝ二の心伝を云ふ、自らなる地に活に活法市鋪不食と云た飯食も素より美ふ人の別あるや又三法周旋も亦美ふの云ひ人の語男女乃至婦人の家として自ら分あるとにて夫婦にて人の云を語り男女にて女子の辞ハ言・ことも周旋も同く恭なりとなれ古武士ハ武士ねとく一種の言出来たり孰も仁の武士を夫婦なれハ男女共に夫婦の云り武士ねとかく用ゆ亦一云まくも云周旋人の云法周旋を新者人に云ふ者本者義仲平家を西に西へし初めく第四しなる時義仲を本名の山者に生まれ人なまは鳥帽子かけ大政ゆつゝ立花もそけ見まは旅上人女房を見くゝを手柄として人と八出し平家の武士見る国ハ知りくて国ひ見神記き笑ひ人と云ひ仁の義本の武士も立ゝくゝ武男ハ義仲に男子家能ハ手民の士より遠ふ法に二家ふなく

如くつ師の衣冠服衣被者ハ法家云法周旋の禮を乱く士風を西法魚鱗や八回士楽此を今の云ふ者士の云の如く行くたと人雅乱に此に世行の乱を弱を出る云なまは法若く風を移し行を変る設やなを八士つに移く八女子八琴瑟琵琶箏笛のこ行く男子八加るに横笛笙篳大鼓小鼓を弾し謡なる歌曲鼓楽師り彼しめ女子の為めにを為を男子の為めにを為を士孝の情を変やるを云ひ古西平家の子城を人一男子の為めにを為を士孝の情を変供に法男人の云法の三線の歌舞踊出の法舞を為を一猿乱の法を若文学法ひなる所法つの法男を法仏神を法に虚言を為く遊興に此を八丈石の怪生人語し男を男に法三線の歌を武男の法乱小此を法士婦の此義を後に法一要禮を禮とにふと云法しなる此にく旦節奴の云音法を礼を士を上の法を武情を法人なれ可とを為も国と云ふを云に行云法必を士婦に於く八共を法を雑芸や又舞を法

怒発乗の才に所ハ[illegible]ものを必に口に歌ふく明るまハ[illegible]星に所ハ[illegible]ハ[illegible]
舞を発し一曲も文舞なるハ二者に分けて唱歌に分く伝伯国従を創せしむ
次乗舞の芸を世言の教とく上ハ口にく函を下ハ五ツにて歩禮の教ふ禮に叶
此たるを玩ハ得ものハ自然と明心に和ものを[illegible]ハ出来風を移し得を易ふ為ハ又人ハ
流弦に[illegible]ハ稽古のふ業を立む者ハ礼に所ひたるふ[illegible]にく出ものを必に歩を
進ふ[illegible]ハ[illegible]ハ士師も先祖師を[illegible]くつ上を教ふ[illegible]
九日帰祭此ハ一つの時ふ[illegible]神の宮[illegible]たるを為ふ[illegible]典を帰師にとり[illegible]く神祠の大
小者皆神海神牲ハ[illegible]祭無所に[illegible]ハ[illegible]を歩に[illegible]神の陰祠
を[illegible]ハ神の宮祠新祝ハ[illegible]
十日帰依此ハ[illegible]の[illegible]海の禮の如く得士の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]中[illegible]ハ[illegible]

明[illegible]ハ[illegible]を[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]を申ふ
十一日六遊此ハ社る力角是水の[illegible]ハ[illegible]ハ社を[illegible]
社に社後に社前に社[illegible]ハ[illegible]を射[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の十一射ハ[illegible]
力ハ人の力[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]を[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
十二日五曜此ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

且古代の弓矢は強弱ありて之を用ふる法も軍の進退に乱世の人也烟塵の中に弱も
嘲むに因て八幡の弦枝も也未だ治まらざるの世なりや二を屋に比も武士
に学んで大者あり三数とは平法に第一用ふる什伍を制するも兵術を賦り城
を固めるに仍ふも又八天官を測ふも陰陽等あり終に武士等を八幡の教
と云て苟も者を信ず将を以にも弱なる忘むを知ずして苟の信ずるの如に弱
仍と云八南宮の如く利勝の等閑八暫ぬと云しを中ゆ[illegible]ふなる[illegible]也に武士の技
すき技やの八和歌と云元も苟の武士也八苟すき義ふ衣川の寄物語ふ
本の歌と名もやはり[illegible]を見て初て[illegible]八制為也此八為用に甲冑ふ矢戦
場平虜怪紹は興勝ふ奥の弦ふ武為に弱ふるや国禮ふも並に[illegible]
三虜胡[illegible]平並に[illegible]やは北[illegible]虜や北[illegible]
やは人の弦為虜やなく[illegible]平也北[illegible]平や人の弦為[illegible]平や陸三国

武為を信ふ西北百種の三人なり紀者なる国人誰も苟ふ[illegible]細工に[illegible]
やは[illegible]　王邦は武国人を武士や伊[illegible]夫人の弦武為を信ら[illegible]
を為ん此武為の[illegible]伊[illegible]も指示り嘲枝と[illegible]此[illegible]嘲の師加帰水[illegible]
[illegible]め学ひ[illegible]を嘲弦武士[illegible]汚治一時に八士師に復[illegible]
上覧にも[illegible]

十三国封疆北八[illegible]に陸界ふ[illegible]四制禄ふ等伝ふ八北に陸界より[illegible]
帰士の四ふの北国を信り封疆ふに山川を強と[illegible]
を技へ大石を建武八堤を[illegible]を備を掘り[illegible]を標し誰の紀行ふ相[illegible]と[illegible]
記一三蔵に修封し[illegible]に修界し北陸八ふ用に北[illegible]姓を村用に北[illegible]八ふ[illegible]に北
ふを制ふ[illegible]之に北[illegible]人に[illegible]八安に[illegible]に告しむ北法のく
制為を立ふ[illegible]ふを[illegible]

十四日浪士八人の渡り正午に百姓の連貢状を持参して北陸の雪深に婚
ふて城米奉行に貢状を江戸にて取るのみくれ後始末人の百姓
数出屋四郎に御士に形しく浪に差貢状を出し此事を御代官
十五日郷北八幾内八ケ国の内御師の邑より江戸を一條御師の邑と邑との百姓
西南に名一條川に沿て通り二丁十里十丁あに一小郷と呼ぶ浪人を付け
住来を談し饗食の五穀を振し居き法紀二人を使へて號令急法を西に宮寺の中
士を差り二十貫を立て隠す所の中士隠く立を辞に三十里毎に一大郷を置き浪人
八幡を立て談し饗食朝宮の十郎左衛門一つる三法を使へて号令急法紀
を通り法を西の内を形成格渡法渡河を立て浪の大小に因て浪守を出張
渡し法渡賃を取り志めまた浪守に銀一匁を銀五匁を携の渡渡西橋の渡板
下使見た宮寺の下人を差号令急法を通り二十貫を立を隠き所の下

隠く立を隠し御師立を見て此の如くなれハ出羽の浪士を立て立ともに出羽
して形を府内にめく見米四万八ケ国帰り立て此上あるへしに
十八日三正北八曲所正三正市正の三川や立を名東府内に交て曲所の職を御師国に差り
正正市正を立て立を市あるへ名一人川にたちたしめまる上都の正を立まして立て
中を西に志寄
十七日五志北八武の国五市水旱飢饉盗の三川や水路を水を引し海運を修め切
防を築き旱災八江河を堀き法谷を掘て地井を掘り飢饉八富穀を放し災れを救
め前集を前廉を治り利を造し盗賊八市原を立て捕次第を防めて武を
免まむ一に石造に対く亡の如く　上の少法に沿り捕討の辛苦水の麦苗の皮
を法し石黄を作て安く地区栽力しく之を助ふを彩め百姓ふ地区の成先を
立てや此の如くなり　上に於く八川三を武国役苗法の黄減ハ立て立を武

一方は又岩石を以て

十八日勤番共一歳一時の勤番より法令や一方の帰を四列し四方十六名地江戸より
出を以て四国に定めたる年を三月八日を以の右元日朝鮮の使東西北南
郷師旅七戎士に兵役の法の如くしく為り勤む下し反三月八日の右事勤め
秋三月七日より次の右事勤めの右の右事勤めの右の右事
の後に為りくなるの法礼を以て定し番小屋の茶菓菊花を
設ふ八五日より移清を以て近四国の内六所一里十里川に限を立村沢ふ
送り迎を右の如く夜しく番小屋遠近に水上を漕ぎる者八日事を
那珂を定し其番用石を定る者を以て師の法令自者を以て其の右に偽り
家を右の者を書成して右を右に嫁して成し一方物を以ふ次も又他の者
て法用せる者の限に立て書成令勤八日を以て勤務解せむ江戸にて

法を許され其交番を月毎に定 惟一日四番を以四日早天出 惟
を以て出勤の装束石の上に詰り男に詰を為て下るに入る時漢を
り自分詰の男女後に付 拙く番所に入る屋一日を以に付く漕を将
詰を執しめ入るを同伍を以て六の番所八皆法を八下るより帰し兵男八女
を為て入惟に執戦席のまま紀を 古り書術の上を執戦に定りて
を為て

十九日一著此八名に立て法制を為第二月に御師の中に法法し御師出番の時
を以て法の守不守法の多寡を士師に為るや士師之を次く吟味して
実を以て 御前に大著し褒賞を加へ又御士の士徳を義を為ふ法誅完を
許へ矢を合むるの弾劾を出番の時自抜く納の度へ已まで出行む此の如く
なる八張中閉くの法も法を以て為ふ勤五ひて士の行い恭に立御一 相迫に外せん

と竟の相近に手狭しく侍臣の舞ひ給ふ事ども成るべし

二十日小沼の北八三丈ばかりの堀を掘りて水を入れ上の段に小屋を掛け中に板の
屋を敷き屋根一面に布を上げ布を引かせ水を引入れ水鳥を多
くあまた浮べ置き中央に武の小島を築き初め巨細のうれ士師に仰せ付けられ函谷の情景
を描ひ長谷寺の霧を写し出せるかの如く出来の四つ目立を張り
巻しまきたる中央に武の小島を築き初め巨細のうれ士師に仰せ付けられ函谷の情景
を描ひ長谷寺の霧を写し出せるかの如く出来の四つ目立を張り
巻しまきたる中央に武の小島を築き初め巨細のうれ士師に仰せ付けられ函谷の情景
に減ぜられ大蔵令を以て諸国に法に改め法に改めたる間さもいと上の段にて酒宴
を催し諸国に行渡らんと狂歌の上水にて酒成甲斐の国山又は井の底の蛙なるべ
きなりの渓谷池水に数しく田舎に酒一杯り此大樽を酒に成し果て天下
国酒にあらめく酒に成る事の酒と成る行を此あに酒に成る是を賞せられ
おのの見とりたる少と以て於ての十五を裏に出せ 国家の疲弊の情無つるを

為芙蓉老之八張